

第 4 章

計画の内容 〔前期行動計画〕



- 基本目標1 男女の人権の尊重
- 基本目標2 男女共同参画意識の醸成と浸透
- 基本目標3 あらゆる分野への男女共同参画の促進
- 基本目標4 男女がいきいきと働ける環境整備
- 基本目標5 推進体制の整備・充実

第 4 章 計画の内容〔前期行動計画〕

第4章 計画の内容〔前期行動計画〕

● 本章では、基本目標ごとに、平成24年度までに市として取り組むべき具体的な施策とその内容を示します。各基本目標の達成に向けて、市民、事業所などの理解と協力を得ながら、総合的、効果的な推進を図っていきます。

また、施策の実効性を高めるため、指標を掲げ目標値を設定します。

なお、以下の表内の「実施区分」については次のとおりです。

実 施 区 分			
継続	19年度以前から引き続き実施する事業	A	20～21年度に着手予定の事業
拡充	19年度以前から強化・充実する事業	B	22～23年度に着手予定の事業
新規	前期行動計画において新たに取り組む事業	C	24年度に着手予定の事業

基本目標
1

男女の人権の尊重

男女共同参画社会実現のためには、男女一人ひとりが個人として尊重されるとともに、各人に対する人権侵害を防止し、男女の差別が解消されることが何より重要です。男性と女性は、人として平等であり、互いの人権を尊重しなければなりません。

また、昨今、女性に対する暴力が社会問題となっていることから、暴力は犯罪であり、重大な人権侵害であることの理解を深め、社会全体で暴力をなくしていくことが必要です。

さらに、健康はすべての人の基本的な権利であると同時に最大の願いでもあり、特に女性には、妊娠、出産に関わるライフサイクルを通じて男性とは異なる健康上の問題があることから、男女がそれぞれの身体の特性を十分理解し合い、健康づくりを進めることが必要です。

これらのことから、性別に関わらず、個人が尊重され、すべての人が人間らしく生きることができるよう、人権尊重の意識づくりを図りながら、男女間のあらゆる暴力の根絶に努めるとともに、生涯にわたる健康づくりを推進するなど、男女の人権が尊重される社会づくりを進めます。

1 男女の人権尊重の意識づくり

(1) 人権尊重についての啓発の推進

男女共同参画週間*や山口県男女共同参画月間*、人権週間*、各種講演会など多様な機会を通じ、男女の人権尊重の啓発に努めます。

具体的施策	概要	担当部署	実施区分
男女共同参画週間、山口県男女共同参画月間、人権週間などに呼応した啓発行事の実施	6月の男女共同参画週間、10月の山口県男女共同参画月間及び12月の人権週間にあわせて、集中的な広報・啓発活動を行います。	人権推進課	A 拡充
人権講座等による男女の人権に関する啓発	人権学習講座をはじめ各種講座において、男女の人権尊重に向けた啓発を実施します。	人権推進課	継続

用語解説 *男女共同参画週間 P116、*山口県男女共同参画月間 P119、*人権週間 P116

人権相談に関する情報提供	男女の人権についての相談窓口に関する情報を提供するとともに、国、県などの相談機関と連携を密にします。	人権推進課	継続
--------------	--	-------	----

(2) 男女共同参画の視点でのメディア・リテラシー*の向上

メディアに描かれている性差別の情報を読み解く能力を高めるため、啓発資料等を活用し、男女共同参画の視点でのメディア・リテラシーの向上を目的とした研修会を開催するなど、普及を図ります。

具体的施策	概要	担当部署	実施区分
メディア・リテラシー向上のための研修会の開催	男女共同参画の視点でのメディア・リテラシーの向上を目的とした研修会等を実施します。	人権推進課	C 新規

2 男女間における暴力の根絶

(1) ドメスティック・バイオレンス*対策の推進

ドメスティック・バイオレンスは重大な人権侵害であるという意識の徹底を図るとともに、関係機関との連携を図りながら、相談体制や被害者の自立にむけての支援の充実に努めます。

具体的施策	概要	担当部署	実施区分
ドメスティック・バイオレンス防止に向けた広報・啓発	ドメスティック・バイオレンス防止に向け、広報誌等の広報媒体を用いて情報を提供し、市民への意識啓発を図ります。また、若者向けなど、対象を絞った啓発資料を作成・配布します。	人権推進課	継続
相談体制の整備	ドメスティック・バイオレンス専門の相談員を男女共同参画センター内に配置し、山口県男女共同参画相談センター（配偶者暴力相談支援センター）*等関係機関と連携しながら被害者の支援を進めます。	人権推進課	A 新規
被害者の保護のための措置の充実	関係機関と連携、協力して、被害者の保護のための措置の充実を図ります。 （住民票の写し等の閲覧・交付における配慮、高齢者・児童虐待防止と連動した取り組み等）	人権推進課 市民課 高齢障害課 児童家庭課 健康増進課 学校教育課	継続

用語解説 *メディア・リテラシー P118、*ドメスティック・バイオレンス P117、*山口県男女共同参画相談センター（配偶者暴力相談支援センター） P119

被害者の自立に向けた支援体制の充実	様々な支援制度などについての情報提供や関係機関との連絡調整など、被害者へのきめ細かい自立支援に努めます。 母子生活支援施設における保護の実施とともに、市営住宅の優先入居等、被害者の住居の確保に努めます。また、関係機関との連携により、国民健康保険への加入と被保険者証の交付を行います。	人権推進課 社会課 高齢障害課 児童家庭課 保険年金課 健康増進課 建築課	継続
関係機関との連携の強化	市の関係課による市内連絡会議を引き続き開催することにより市内の連携を強化するとともに、関係機関との連絡会議を設置し、暴力防止や被害者自立支援についての情報交換を行います。	人権推進課	C 拡充

(2) セクシュアル・ハラスメント*防止対策の推進

セクシュアル・ハラスメントについての認識を高めるとともに、事業所等に対して防止の取り組みを働きかけます。

具体的施策	概要	担当部署	実施区分
セクシュアル・ハラスメント防止のための啓発	男女雇用機会均等法*及び同法に基づく指針についての啓発資料を配布し、セクシュアル・ハラスメント防止のための方策などについて啓発をします。	商工振興課	継続
相談窓口に関する情報の提供	国や県、労働関係機関等と連携を図りながら、相談窓口に関する情報の提供を行います。	商工振興課 人権推進課	継続

3 心とからだの健康支援

(1) リプロダクティブ・ヘルス／ライツ*に関する意識の浸透

リプロダクティブ・ヘルス／ライツ（性と生殖に関する健康・権利）に関する意識を広く浸透させるため、正しい知識の普及啓発に努めます。

具体的施策	概要	担当部署	実施区分
リプロダクティブ・ヘルス／ライツの意識の啓発	市民一人ひとりがリプロダクティブ・ヘルス／ライツについて正しく理解し、その重要性についての認識を深めるため、広報誌等を用いて啓発を行うとともに、講座等を開催するなど学習機会を提供します。	人権推進課	B 新規

用語解説 *セクシュアル・ハラスメント P116、*男女雇用機会均等法 P117、*リプロダクティブ・ヘルス／ライツ P119

(2) 発達段階に応じた適切な性教育の推進

児童・生徒が命の大切さや男女の身体の違いなどを理解し、また、思春期の男女が性についての正しい知識を持ち、適切な意思決定ができるようにするため、児童・生徒の発達段階に応じた適切な性教育を推進します。

具体的施策	概要	担当部署	実施区分
教育段階に応じた性教育と健康教育の充実	学校教育において、道徳、保健及び特別活動などを通して性教育及び健康教育の充実を引き続き図ります。	学校教育課	継続

(3) 生涯を通じた健康管理・保持・増進対策の推進

男女が自らの健康状態に応じた的確な健康管理ができるようにするため、各種保健事業や相談体制を充実することにより、生涯を通じた健康管理・保持・増進対策を推進します。

具体的施策	概要	担当部署	実施区分
妊娠届出時保健指導	妊娠届出時に妊婦及び家族に対し、妊娠・出産・育児についての保健指導及び母子保健制度の説明を個別に実施します。	健康増進課	継続
妊婦健康診査事業	妊婦及び胎児の健康状態を把握し、異常の早期発見及び防止を図るとともに、妊娠・出産・産後・授乳・育児に関する正しい知識を持ち安心して出産・育児ができるよう、妊婦一般健康診査3回、B型肝炎検査、超音波検査の無料受診票を発行します。	健康増進課	A 拡充
若年代健康診査事業	18～39歳の主婦や職場等で健診を受ける機会のない市民を対象に集団健診を行います。またその結果に基づき個別相談を実施します。	健康増進課	継続
8020歯っぴい健診（成人歯科保健事業）	歯科健康診査を受ける機会に恵まれない3歳児健康診査対象児の保護者を対象に、歯周病疾患等歯科健診及び保健指導を行います。	健康増進課	継続
健康相談事業	健康に関心を持っている人・不安を持っている人及びその家族が、健康づくりに自ら取り組めるよう、また不安を軽減できるよう、電話相談に応じるとともに、定例または予約制で個別に相談に応じます。	健康増進課	継続
健康教育事業	健康づくり及び疾病予防について正しい知識の普及を図るため、健康づくり（食事・運動等）及び疾病予防に関する健康教室・講座を開催します。	健康増進課	継続

がん検診及び肝炎ウイルス検診事業	胃がん・肺がん（結核）・乳がん・大腸がん・子宮がん検診及び肝炎ウイルス検診を、40歳以上（子宮がんは20歳以上）の市民を対象に実施します。	健康増進課	継続
性差医療の理解の促進	性差医療（男性と女性の生理学的な違いに着目し、疾患の予防、診断、治療に性差を反映することを目的とした医療）についての情報を提供し、理解の促進を図ります。	人権推進課	B 新規

《 指 標 》

項 目	現状(値)	目標(値)	指標の出典
ドメスティック・バイオレンス*にあたると思う人の割合	平手で打つ 67.4% (平成19年度)	100% (平成24年度)	市民意識調査
	殴るふりをして、おどす 56.4% (平成19年度)		
	いやがっているのに、性的な行為を強要する 72.9% (平成19年度)		

用語解説 *ドメスティック・バイオレンス P117

男性と女性は、人として平等であり、互いの人権を尊重しなければなりません。

昨今、法・制度上の平等はある程度実現されつつありますが、「男は仕事、女は家庭」、「男だから、女だから」といった意識は、人々の心の中に今なお根強く残っています。こういった、男性や女性の行動を制約し、各々が主体的に生きるための多様な選択や能力発揮などの障害となっている固定的性別役割分担意識*に気づき、改めていく必要があります。

真の男女共同参画社会を実現するため、男女共同参画についての正しい理解を促すとともに、固定的性別役割分担意識の是正などの意識啓発活動の取り組みを一層進めます。

また、一人ひとりが自立し、お互いの生き方を尊重することのできる個人を育むため、家庭教育・学校教育・社会教育において自立と平等をめざした教育を推進します。

1 男女共同参画社会の形成に向けての市民意識の醸成

(1) 意識醸成のための広報・啓発活動の推進

法・制度上の男女平等はある程度進んできていますが、市民の意識上は未だ十分とは言えないことから、平等意識の定着に向けて、更なる広報・啓発活動を行います。あわせて、「男女共同参画」の正しい理解を推進するため、広報・啓発活動を行います。

具体的施策	概要	担当部署	実施区分
情報誌の発行	情報誌内容を充実させ、男女共同参画に関する意識啓発を図ります。	人権推進課	継続
啓発リーフレット等の発行	誰もがわかりやすい男女共同参画に関するリーフレット等を作成します。	人権推進課	継続
講演会、フォーラム、講座等の開催	固定的性別役割分担意識をなくし、「男女共同参画」に対する理解を深めるため、講演会やフォーラム、講座等を開催します。	人権推進課 生涯学習課	継続
市報など市の広報媒体による広報・啓発の充実	市報、地区ごとに発行する公民館だより、テレビ、ラジオなどの広報媒体を用い、男女共同参画に関する情報を提供し、市民への意識啓発を図ります。	人権推進課 広報広聴課 生涯学習課	継続
男女共同参画週間、山口県男女共同参画月間、人権週間などに呼応した啓発行事の実施(再掲)	6月の男女共同参画週間*、10月の山口県男女共同参画月間*及び12月の人権週間*にあわせて、集中的な広報・啓発活動を行います。	人権推進課	A 拡充

用語解説 *固定的性別役割分担意識 P115、*男女共同参画週間 P116、*山口県男女共同参画月間 P119、*人権週間 P116

(2) 社会制度と慣行の見直し

男女が性別による固定的役割分担意識*にとらわれることなく、個性と能力を十分に発揮できる環境をつくるため、社会制度や慣行の中にある男女の差別的な扱いを見直し、意識の改革を図ります。

具体的施策	概要	担当部署	実施区分
ガイドラインの作成による市の刊行物の見直し	市の広報・刊行物などについて、固定的な性別役割表現や性差別的な表現がないかを点検するためのガイドラインを作成し、表現等を見直しをします。	人権推進課 関係課	A 新規
情報誌の発行（再掲）	情報誌内容を充実させ、男女共同参画に関する意識啓発を図ります。	人権推進課	継続
啓発リーフレット等の発行（再掲）	誰もがわかりやすい男女共同参画に関するリーフレット等を作成します。	人権推進課	継続
講演会、フォーラム、講座等の開催（再掲）	固定的性別役割分担意識をなくし、「男女共同参画」に対する理解を深めるため、講演会やフォーラム、講座等を開催します。	人権推進課 生涯学習課	継続

(3) 男女共同参画に関する情報の収集と提供機能の充実

男女共同参画に関連する情報や各種資料を収集し、積極的かつ継続的にその提供を行うとともに、男女共同参画に関する様々な調査を実施するなど、市民意識等の実態の把握に努めます。

具体的施策	概要	担当部署	実施区分
ライブラリーの充実	男女共同参画センターにおいて、図書やビデオ、DVD、各種資料などを収集し、事業所、団体、個人に貸出しを行います。	人権推進課	A 新規
情報誌の発行（再掲）	情報誌内容を充実させ、男女共同参画に関する意識啓発を図ります。	人権推進課	継続
啓発リーフレット等の発行（再掲）	誰もがわかりやすい男女共同参画に関するリーフレット等を作成します。	人権推進課	継続
講演会、フォーラム、講座等の開催（再掲）	固定的性別役割分担意識をなくし、「男女共同参画」に対する理解を深めるため、講演会やフォーラム、講座等を開催します。	人権推進課 生涯学習課	継続

用語解説 *固定的性別役割分担意識 P115

男女共同参画に関する統計データの集約及び市民意識調査、事業所実態調査の実施	男女共同参画に関する統計データを集約するとともに、市民意識調査、事業所実態調査及び市職員意識調査を定期的を実施して、実態やニーズに応じた施策展開を図ります。	人権推進課	継続
国際的な取り組みについての情報提供	女子差別撤廃条約*、北京行動綱領*などの国際的規範について、学習の機会を提供するとともに、男女共同参画に関する諸外国の状況や、国際的な動きについて情報の収集や提供を行います。	人権推進課	B 新規

2 男女共同参画の視点に立った教育・学習の推進

(1) 男女共同参画の視点に立った家庭教育の推進

家庭において男女平等意識を育成するとともに、固定的性別役割分担意識*にとらわれない家庭教育を推進します。

具体的施策	概要	担当部署	実施区分
家庭教育講座の開催	父と子による体験講座や夫婦参加型の講座など、家庭生活における男女平等への理解促進を図り、固定的性別役割分担意識にとらわれない家庭教育を推進するため、家庭教育講座を開催します。	生涯学習課	継続
家庭教育訪問支援事業の実施	未来を担う子どもたち一人ひとりが、性別にとらわれず個性を伸ばし、能力を發揮できる家庭環境づくりをサポートするため、家庭教育支援員の派遣による相談活動や、様々な家庭教育にかかる情報提供を行います。	生涯学習課	継続

用語解説 *女子差別撤廃条約 P116、*北京行動綱領 P118、*固定的性別役割分担意識 P115

(2) 学校等における男女共同参画の視点に立った教育の推進

学校においては、男女の平等や相互の理解・協力について適切に指導し、一人の人間としての個性や能力を活かす教育に取り組みます。また、男女共同参画の視点に立った生徒指導、進路指導を推進します。

さらに、幼稚園・保育園においても、男女共同参画の視点での教育・保育を推進します。

具体的施策	概要	担当部署	実施区分
小中学生向け啓発リーフレットの活用による男女平等の意識づくり	固定的性別役割分担意識*にとらわれず、男女平等意識を育むことをめざして、小学生及び中学生を対象とした啓発リーフレットをそれぞれ作成します。	学校教育課 人権推進課	継続
学校、幼稚園、保育園における諸活動での固定的性別役割分担の見直し・改善	男女別の名簿など男女平等の意識づくりを阻害する「隠れたカリキュラム*」について、見直しを図ります。	学校教育課 児童家庭課	継続
個性、能力、資質を尊重した生徒指導、進路指導の充実	性別による固定的な職業・進学にこだわらず、個々の個性・能力・資質を基にした進路指導や、個性を尊重した生徒指導の推進を図ります。	学校教育課	継続
教育関係者、保育士の研修の充実	教職員、保育士研修において、男女共同参画教育の実践に向けて意識の向上を図るための研修講座を実施します。	学校教育課 児童家庭課	継続
異性についての正しい理解と人格の尊重	道徳や学級活動・教科学習の時間に、参加型学習を活用しながら、互いの考え・立場を伝え、理解しあう能力を身につけます。	学校教育課	継続

用語解説 *固定的性別役割分担意識 P115、*隠れたカリキュラム P114

(3) 生涯にわたる男女共同参画学習の推進

市民が生涯にわたり男女平等意識を育むことができるよう、ジェンダー*に敏感な視点を取り入れた生涯学習を推進します。特に、若い世代や団塊の世代など、ターゲットを絞った学習機会の充実に努めます。

具体的施策	概要	担当部署	実施区分
ライフステージ*に応じた多様な講座・講演等の開設	若い世代や団塊世代など対象を絞り、そのライフステージに応じた講座等の開催に取り組みます。また、地区ごとに開催されている公民館講座においても男女共同参画の視点を取り入れた講座を開催します。講座・講演等の開催に当たっては、時間設定の見直しや託児提供など、対象者が参加しやすい環境整備に努めます。	人権推進課 生涯学習課	A 拡充
生涯学習情報の収集・提供	地区ごとに発行する公民館だより等の広報媒体を利用し、生涯学習情報の提供を行います。	生涯学習課 広報広聴課	継続

《 指 標 》

項目	現状(値)	目標(値)	指標の出典
男女共同参画が実現されていると思う市民の割合	46.6% (平成18年度)	50.0% (平成24年度)	山口市まちづくりアンケート
固定的性別役割分担意識* 「男は仕事、女は家庭」という考え方	賛成=反対 (平成18年度)	賛成<反対 (平成24年度)	市民意識調査

男女共同参画社会の実現のためには、男性も女性もともに自らの意思によって、あらゆる分野での活動に参画することが大切です。しかし、現実にはまだまだ「男は仕事、女は家庭」という男女の役割分担意識が固定化しており、特に、家庭以外の場では男性中心の社会が形成されています。男女がともに地域社会の一員として様々な活動に参画できるよう意識啓発や環境整備に取り組むとともに、様々な社会活動の分野への女性の積極的な参画を促すため、女性の積極的登用と女性の能力向上に向けての取り組みを進めます。

1 政策・方針決定の場への女性の参画促進

(1) 政策・方針決定過程への女性の参画の促進

市の審議会など政策・方針決定の場への女性の積極的な登用を促進するとともに、地域活動団体など様々な組織において女性の積極的な参画が可能となるよう意識啓発や情報の提供に努めます。

具体的施策	概要	担当部署	実施区分
審議会等への女性の登用の促進	各種審議会等における女性委員比率を30%以上とするとともに、女性委員のいない審議会の解消に努めます。	関係課	継続
団体等における方針決定への女性の参画の促進	地域活動団体や市民活動団体等における方針決定の場への女性の参画を働きかけます。	人権推進課	B 新規

(2) 職場における女性の登用の促進

市として女性職員の登用を推進するとともに、事業所における取り組みを促進します。

具体的施策	概要	担当部署	実施区分
事業所におけるポジティブ・アクション*の取り組み促進	ポジティブ・アクションについての事業所の自主的な取り組みを促すため、山口労働局など関係機関と連携し、リーフレット配布等による事業主に対する意識啓発に取り組めます。	商工振興課 人権推進課	A 新規
市職員の採用・登用・配置	性別にとらわれることなく優秀な人材を採用します。また、市女性職員の職域拡大を図るとともに、管理職への女性登用を推進します。	職員課	継続

用語解説 *ポジティブ・アクション P118

(3) 農林水産業における女性の参画の促進

農林水産業の分野において女性の政策・方針決定の場への参画を促進するとともに、男女共同参画社会の意識啓発を図ります。

具体的施策	概要	担当部署	実施区分
家族経営協定*の締結促進	現在農業経営体の多くは家族労働により構成されており、家族経営協定（農業経営における各個人の業務分担・利益配分・休暇・生活のルール等の明確化）の締結により、女性の地位向上と、農業経営への家族全員の参画、生産意欲向上を図ります。	農業振興課 農業委員会	継続
女性の経営参画の促進	認定農業者*（家族経営協定締結による共同認定を含む）、農業協同組合正組合員等への女性の参画推進を図るとともに、農産物加工などの分野での起業活動などを通じ、農業経営への女性の積極的な参画を図ります。 また、「農山漁村女性の日*」の活動等を通じて、男女共同参画社会の形成に向けた情報交換や意識啓発を行います。	農業振興課 農業委員会	継続

(4) 防災の分野における女性の参画の促進

防災（災害復興）の分野における男女のニーズの違い等に配慮し、防災（災害復興）に関する政策・方針決定の場への女性の参画拡大を図ります。

具体的施策	概要	担当部署	実施区分
防災に関する政策・方針決定への女性の参画促進	各種災害対策における女性への配慮など、地域防災計画及びその推進に女性の意見を反映できる体制をつくります。	防災危機管理課	継続
女性消防団員の加入促進	消防団員を通じた加入勧誘活動を行うことで女性消防団員の加入促進を図り、男女共同参画を推進しつつ消防団員の確保と消防団の活性化を図ります。	消防本部	継続
防災分野における女性の参画促進	防災訓練や自主防災組織等への女性の参画を促進します。	防災危機管理課	継続

用語解説 *家族経営協定 P114、*認定農業者 P117、*農山漁村女性の日 P117

2 エンパワーメント*とリーダーの育成

(1) 女性のエンパワーメントのための学習機会の充実

女性自身の自律（自分のことを自ら決定し、実行する力の確立）と自立（他者に依存することなく、はつらつと生きる力の確保）へ向けた意識啓発を進めます。

具体的施策	概要	担当部署	実施区分
学習機会の充実	女性が自らの意思によって社会のあらゆる分野の活動に参画するための力をつけるとともに、職業生活に必要な能力開発のため、必要な知識・情報に関する学習機会の提供に努めます（山口シティカレッジ・市民大学講座・公民館における講座・山口市働く婦人の家における講座等の充実）。また、様々な研修や講座などの情報の収集と提供を行います。	人権推進課 生涯学習課 商工振興課	継続

(2) リーダーの育成

リーダーシップを発揮できる人材を育成するとともに、人材情報を提供します。

具体的施策	概要	担当部署	実施区分
地域活動・市民活動におけるリーダーの育成	リーダーの育成のため、国、県、市、その他の主催による研修や講座等への参加の機会を提供します。	人権推進課	A 新規
人材発掘・人材養成事業	セミナーや市民団体によるワークショップの開催を通じて、市民活動に携わるスタッフやボランティアの人材養成を行います。また、市民活動団体に専門有識者を紹介・派遣します。	協働推進課	継続
女性人材データの整備・充実	様々な分野への女性の積極的な登用を図るため、市民や団体との連携により女性人材情報を収集し、女性人材データを整備します。	人権推進課	B 新規

3 家庭・地域における男女共同参画の促進

(1) 家庭での家事・育児・介護の分担の促進

家庭に関わることは大きな意義があり、男女がともに担っていくことが個人の生き方としても社会全体としても重要であるということへの理解を深めながら、家事・育児・介護などに必要な知識や技術を習得するための学習機会を提供します。

具体的施策	概要	担当部署	実施区分
講演会、フォーラム、講座等の開催(再掲)	固定的性別役割分担意識*をなくし、「男女共同参画」に対する理解を深めるため、講演会やフォーラム、講座等を開催します。	生涯学習課 人権推進課	継続
男性向けの啓発リーフレットの作成	男性の意識改革を促進するため、男性を対象とした男女共同参画に関するリーフレット等を作成します。特に、乳幼児健診や各種子育て支援講座等において、父親の育児参加についての啓発リーフレットを配布し、男性の積極的育児参加を促進します。	人権推進課	C 新規
パバママ学級の実施	夫婦が育児について理解協力し、安心して育児ができるよう、出産を控えた夫婦を対象に、赤ちゃんを迎える心構えの講話および沐浴実習・疑似妊婦体験・おむつ交換体験・ミルクの調乳体験を行います。	健康増進課	継続
父親向け学習会の開催	子どもとの接し方講座や遊び方講座など、父親が子育てに参加するきっかけとなる知識を習得する場を「塾」として提供し、父親の育児参加を促進します。	児童家庭課	A 新規
学校教育における家庭生活をともに支える学習の充実	学校教育における家庭科の男女共修などを通じて、男女がともに協力し合い、それぞれが責任を担って家庭を築いていくことの意義についての学習機会を提供します。	学校教育課	継続
中高生等の乳幼児ふれあい体験の充実	次代の親となる中高生に対し、子育ての喜びや楽しさを知ってもらうための取り組みとして、乳幼児に触れ合う機会を提供します。	児童家庭課	継続
家庭教育講座の開催(再掲)	父と子による体験講座や夫婦参加型の講座など、家庭生活における男女平等への理解促進を図るため家庭教育講座を開催します。	生涯学習課	継続
地域型つどいの広場の充実	親と子、父親と母親同士が気軽に集い、悩みや不安などの解消や情報交換のできる交流の場として地域型つどいの広場の設置を市内全域に促進します。また、イベント等を通して父親も一緒に参加し集える環境の整備に努めます。	児童家庭課	継続
ワーク・ライフ・バランス*の普及啓発	ワーク・ライフ・バランスをテーマとした講演会等を開催し、その考え方の普及を図ります。	人権推進課	A 新規

用語解説 *固定的性別役割分担意識 P115、*ワーク・ライフ・バランス P120

（2）男女がともに参画する地域活動・市民活動の促進

高齢・単独世帯の更なる増加が予想され、また団塊の世代が人生の新たな目標や喜びとして地域貢献に目を向けようとする今、市民が自主的に取り組む地域活動・市民活動の重要性がこれまで以上に高まっています。活力ある地域社会を形成するため、男女がともに主体的に地域活動・市民活動に関わることができるよう意識啓発や環境整備に取り組みます。さらに、地域団体の方針決定の場への女性の積極的参画を進めるよう働きかけを行います。

具体的施策	概要	担当部署	実施区分
地域における各種団体への男女共同参画についての情報提供	地域活動団体や市民活動団体などに対して、男女共同参画に関する情報の提供を行います。	人権推進課	B 新規
地域における学習機会の提供	山口市自治会連合会等の団体が行う自主勉強会等の機会に、性別によらない男女共同参画推進にかかる講演会を企画・実施します。	協働推進課	A 拡充
団体等における方針決定への女性の参画の促進(再掲)	地域活動団体や市民活動団体等における方針決定の場への女性の参画を働きかけます。	人権推進課	B 新規
地域活動・市民活動における女性リーダーの育成(再掲)	女性リーダーの育成のため、国、県、市、その他の主催による研修や講座等への参加の機会を提供します。	人権推進課	A 新規
市民活動情報の収集・提供	市民活動ガイドブックの作成・配布、市民活動セミナーの開催、市民活動支援センターホームページの開設、情報紙の発行等により、市民活動のきっかけづくりや市民団体の活動の充実にむけて、普及・啓発を行います。	協働推進課	継続
社会教育団体活動への支援	男女がともに主体的に地域活動や市民活動に関われる社会づくりをめざし、異年齢、小集団による自主的、日常的活動の実践を行う子ども会活動や、女性の視点で現代的課題への学習活動を行う婦人会活動等、社会教育団体活動を支援します。	生涯学習課	継続
ワーク・ライフ・バランス*の普及啓発(再掲)	ワーク・ライフ・バランスをテーマとした講演会等を開催し、その考え方の普及を図ります。	人権推進課	A 新規

用語解説 *ワーク・ライフ・バランス P120

4 国際交流・協力を通じた男女共同参画の推進

(1) 国際交流・協力を通じた男女共同参画の推進

男女共同参画の取り組みは、国際社会における様々な動きと密接に連動しています。市民が男女共同参画に関する国際的な動向に関心を持ち、国際社会の一員としての自覚を持てるよう、国際社会における男女共同参画に関する情報を収集し提供するとともに、様々な文化を持つ人々との相互理解を深めるため、学習機会を提供します。

具体的施策	概要	担当部署	実施区分
相互理解を深めるための学習機会の提供	姉妹友好都市との市民相互派遣事業や在住外国人とのふれあい事業など、相互理解を深めるための学習機会を提供します。	総務課 人権推進課	継続
国際的な取り組みについての情報提供(再掲)	女子差別撤廃条約*、北京行動綱領*などの国際的規範について、学習の機会を提供するとともに、男女共同参画に関する諸外国の状況や、国際的な動きについて情報の収集や提供を行います。	人権推進課	B 新規

《 指標 》

項目	現状(値)	目標(値)	指標の出典
審議会等委員に占める女性の割合	28.2% (平成19年度)	30.0% (平成24年度)	人権推進課
農業協同組合正組合員に占める女性の割合	28.8% (平成19年度)	33.0% (平成22年度)	山口防府地域ともにきらめくチャレンジ指標(第2次)
農業委員に占める女性数(割合)	4人 8.2% (平成19年度)	6人 12.0% (平成22年度)	山口防府地域ともにきらめくチャレンジ指標(第2次)
消防団員に占める女性の割合	3.8% (平成19年度)	6.2% (平成24年度)	消防本部
地域型つどいの広場設置数	2か所 (平成19年度)	8か所 (平成24年度)	児童家庭課

用語解説 *女子差別撤廃条約 P116、*北京行動綱領 P118

働くことは男女を問わず生活していくために不可欠であり、自らの個性と能力を十分発揮し、経済的自立と自己実現を図るための働く機会が性別に関係なく人として平等に保障されるとともに、働く意志を持つ人が働き続けることができる環境が整備されなければなりません。

働く場における男女の参画を進めるために、男女雇用機会均等法*などの周知・啓発、事業主への働きかけを行うとともに、職業能力開発の支援、起業家支援を行うなど、就労環境の整備を図ります。

また、仕事と家庭の両立が可能な職場環境の整備を図るとともに、育児・介護などの社会的支援サービスの充実に努めるなど、男女がともにいきいきと働き続ける環境づくりを進めます。

1 男女平等な雇用環境の整備

(1) 男女雇用機会均等の啓発の推進

国、県と連携しながら、様々な啓発活動を通じて、男女雇用機会均等法等の労働関係法令が遵守されるよう事業所に働きかけるとともに、市民の意識啓発を図ります。

具体的施策	概要	担当部署	実施区分
男女雇用機会均等法等の周知	雇用と労働条件に関する諸制度（男女雇用機会均等法*、労働基準法*、パートタイム労働法*、労働者派遣法*など）についての啓発資料を事業所及び一般市民に配布し、積極的に周知します。	商工振興課	継続
男女雇用機会均等推進セミナー等の開催	男女が対等なパートナーとして働く意識を育てる講演会・セミナーを開催します。	人権推進課	B 新規
事業所や従業員に対する出前講座の実施	事業所に対し出前講座を実施し、雇用機会均等についての周知を図るとともに、職場や家庭における男女共同参画に関する意識啓発を図ります。	人権推進課	B 新規

(2) 男女共同参画に取り組む事業所（経営者）の育成

女性労働者の能力が十分に活かされ、男女がともに働きやすい職場環境づくりを進めるため、事業主の意識改革に向けた啓発に取り組めます。

具体的施策	概要	担当部署	実施区分
事業主に対する男女雇用機会均等法*等の周知と意識啓発	男女雇用機会均等法等の労働関係法令が遵守されるよう、法令等の周知と固定観念の是正に向けた啓発資料の配布を行います。	商工振興課	A 新規
建設工事の落札者決定における優遇的措置の実施	男女共同参画の推進度を、価格以外の要素を総合的に評価し落札者を決定する総合評価落札方式の評価項目とすることについて、検討します。	監理課	A 新規
事業所におけるポジティブ・アクション*の取り組み促進(再掲)	ポジティブ・アクションについての事業所の自主的な取り組みを促すため、山口労働局など関係機関等と連携し、リーフレット配布等による事業主に対する意識啓発に取り組めます。	商工振興課 人権推進課	A 新規
男女共同参画推進事業所への支援	ポジティブ・アクションや仕事と家庭の両立支援等に関し、優良な取り組みを行う事業所の表彰・広報など、男女共同参画の推進に積極的に取り組む事業所への支援策を研究します。	人権推進課	C 新規

2 仕事と家庭の両立支援

(1) 仕事と家庭を両立するための職場環境整備の促進

男女がともに職業生活と家庭生活における責任を果たせる環境をつくるため、育児や介護などに参画しやすい職場環境の整備を促進するとともに、ワーク・ライフ・バランス*の考え方の普及を図ります。

具体的施策	概要	担当部署	実施区分
事業所や従業員に対する意識啓発	育児・介護休業法*の周知を図り、男女がともに育児・介護休業を取得しやすい職場環境となるよう、意識啓発のための講座を開催します。(山口市働く婦人の家)	商工振興課	継続
ファミリー・フレンドリー企業*の普及の推進	育児・介護休業法などの基準を上回る育児・介護休業の取得や仕事と家庭の両立を容易にする様々な制度や、働く者の家庭的責任に配慮した柔軟な働き方ができる制度を導入する「ファミリー・フレンドリー企業」の普及・啓発に努めます。	人権推進課 商工振興課	B 新規

用語解説 *男女雇用機会均等法 P117、*ポジティブ・アクション P118、*ワーク・ライフ・バランス P120、*育児・介護休業法 P114、*ファミリー・フレンドリー企業 P118

ワーク・ライフ・バランス*の普及啓発（再掲）	ワーク・ライフ・バランスをテーマとした講演会等を開催し、その考え方の普及を図ります。	人権推進課 商工振興課	A 新規
事業所内託児施設の設置の働きかけ	市内の一定規模の事業所に対して、関係機関との連携を図りながら事業所内託児施設の設置を促します。	児童家庭課	継続

（2）育児支援サービスの充実

育児の負担を軽減し、男性も女性も働きやすい環境づくりを進めるため、育児サービスを充実します。

具体的施策	概要	担当部署	実施区分
待機児童ゼロ作戦の推進	今後の保育需要の推移を見ながら、現行定員の弾力的な運用を行うとともに、施設整備を基本として定員の増加を図ります。	児童家庭課	継続
多様な保育サービスの充実	通常の保育サービスに加え、就労形態と子どもの状況に応じた多様な保育体制の整備を図るため、延長保育、休日保育、一時保育、病後児保育などを引き続き実施します。	児童家庭課	継続
児童クラブの充実	今後も入級希望が増加することが予想されるため、第2学級の新設など、放課後の保育が必要なすべての児童を受け入れることができるよう整備を進めます。	児童家庭課	継続
ファミリーサポートセンター事業の充実	サービスの担い手の育成と会員増加と交流の強化を行うため、講習会、交流会、事例発表会等を実施し、その充実に努めます。	児童家庭課	継続

（3）介護支援サービスの充実

介護の負担を軽減し、男性も女性も働きやすい環境づくりを進めるため、介護サービスを充実します。

具体的施策	概要	担当部署	実施区分
家族介護用品支給事業	在宅で高齢者及び障害者を介護する家族に対し、紙おむつ・紙パンツ・尿とりパッドの介護用品を支給し、介護者の介護負担を軽減します。	高齢障害課	継続

家族介護支援事業	認知症高齢者を抱える家族や、高齢者を在宅で介護している家族等が集い、情報交換や研修を行うことで、正しい知識の習得や介護能力を高めることを目的とした団体に対し、補助金を交付します。	高齢障害課	継続
地域包括支援センター運営事業	総合相談業務、権利擁護、介護予防マネジメント、包括的・継続的マネジメント業務など、高齢者の心身の健康保持及び生活の安全のために必要な援助を行う地域包括支援センターを運営します。	高齢障害課	継続
指定介護予防支援運営事業	地域包括支援センターにおいて、要支援認定者に対し介護保険の予防給付サービスの利用調整を行います。	高齢障害課	継続

3 女性のチャレンジ支援

(1) 女性の職業能力の開発と就業支援の推進

性別にとらわれず、能力と意欲に応じて幅広い職種で活躍できるような職業能力の開発を促進するとともに、出産や子育てなどで就労から離れていた人が円滑に再就職できるための学習機会等の提供を進めます。

具体的施策	概要	担当部署	実施区分
職業能力開発のための講座等の実施	就職、再就職を支援するため、資格取得や技術の習得のための講座等、学習機会を提供します。	人権推進課	B 新規
就職・再就職に関する情報提供	公共職業安定所等関係機関と連携し、職業能力開発のための講座等の情報や就職、再就職に関する情報の提供を行います。	商工振興課 人権推進課	継続
就労カウンセリングの実施	就労カウンセリングやセミナーを実施します。	商工振興課	継続
母子福祉対策事業	母子家庭等に対して、母子自立支援員による相談及び母子家庭等自立支援給付金の支給等を行い、母子家庭等の就業・自立に向けた支援を行います。	児童家庭課	継続

（2）女性の起業やパートタイム労働など多様な働き方への支援

女性の経済活動への参画を進めるため、起業に関する情報や学習機会を提供することにより女性の起業を推進するとともに、勤務形態や就業制度の柔軟化、パートタイム労働の就業条件の向上など、男女が様々な労働形態を選択することができ、個々のライフスタイルに合った働き方ができる環境づくりについて、各方面へ働きかけます。

具体的施策	概要	担当部署	実施区分
ビジネスセミナーの開催（ビジネス化・学習支援事業）	創業や事業経営に係る本市の起業環境の周知、経営技術の向上、ビジネスチャンスの拡大等を図るため、起業志望者や現役起業家を対象としたセミナーや異業種間の交流イベント等を開催します。	商工振興課	継続
創業者への補助金の交付（起業化支援事業）	新たに事業活動を行う者や、新規分野での事業活動を行う者に、事業が軌道に乗るまでの間の経費について補助金を交付します。	商工振興課	継続
起業環境の整備・拡充	民間レベルで展開される創業支援や異業種間の連携などの多様な起業化支援の取り組みに対して支援を行い、起業しやすい環境を整備します。	商工振興課	A 新規
パートタイム労働などの働く人のための相談窓口に関する情報提供	働く女性が職場で直面する様々な問題や悩みに対処するための相談窓口について、資料配布するなど情報を提供します。	商工振興課	継続

《 指 標 》

項目	現状(値)	目標(値)	指標の出典
ポジティブ・アクション*に取り組む事業所の割合	16.9% (平成19年度)	30.0% (平成24年度)	事業所実態調査
通常保育定員数	2,530人 (平成19年度)	2,600人 (平成24年度)	児童家庭課
延長保育実施保育所数	24か所 (平成19年度)	24か所 (現状維持) (平成24年度)	児童家庭課
児童クラブ実施学級数	31学級 (平成19年度)	40学級 (平成24年度)	児童家庭課

用語解説 *ポジティブ・アクション P118

男女共同参画の推進は、市民生活のあらゆる分野に関わるものであり、全庁的に行われる必要があることから、庁内推進組織を充実し、計画に盛り込まれている施策・事業の計画的な展開を図るとともに、すべての職員が男女共同参画の意義を理解し、それが業務の遂行に活かされるよう職員の意識づくりの強化を図ります。

また、男女共同参画の実現に向けて諸問題の解決を図るためには、行政の積極的な取り組みとあわせて、市民や事業所の主体的な参画や自主的な取り組みが不可欠です。市民や市民団体、事業所の自主的な取り組みを支援するとともに、その連携を促進し、市民、事業所及び行政の協働のもと、男女共同参画の推進を支える体制や仕組みづくりの整備、充実を図ります。

1 推進体制の強化

(1) 市民参画の促進

男女共同参画社会づくりは、市民が自ら進んで活動することが基礎となります。このような市民の活動を促すとともに、団体や個人、事業所がお互いに連携を図り、広がりを持った活動ができるよう、団体、事業所及び個人のネットワークを強化します。

具体的施策	概要	担当部署	実施区分
市民ネットワークの充実強化	市民、事業所、市民団体によるネットワーク活動を支援し、そのネットワークの充実強化を図ります。	人権推進課	A 拡充
市民団体等との連携強化	市民・事業所・市民団体との情報交換を図るとともに、連携の強化を図ります。	人権推進課	B 拡充
男女共同参画を担う市民団体等への活動支援	男女共同参画推進活動を行う市民団体等に対し、様々な形態による活動支援を行います。	人権推進課	A 拡充

（2）全庁的な推進体制の充実

男女共同参画社会づくりを推進するためには、市政を担う職員一人ひとりが男女共同参画の意義を理解し、各々の業務に活かすことが必要であることから、職員に対する男女共同参画の意識啓発をより一層図ります。また、庁内組織である「男女共同参画推進本部」機能を強化し、男女共同参画施策を総合的、計画的に推進します。

具体的施策	概要	担当部署	実施区分
職員の意識啓発	男女共同参画の視点を取り入れた研修等を実施するとともに、職員の男女共同参画に関する意識調査の実施によりその実態を把握した上で、啓発資料の配布等による意識啓発を行います。	人権推進課 職員課	継続
庁内体制の充実	男女共同参画推進本部において、本市のあらゆる施策が男女共同参画の視点に立った施策として実施していけるよう関係部署と連携、調整しながら、総合的、効率的に計画を推進します。	人権推進課	継続

2 推進拠点の整備・充実

（1）男女共同参画センターの整備・充実

男女共同参画社会の実現をめざし、市民、団体等が主体となって幅広く活動できる拠点施設を整備します。

具体的施策	概要	担当部署	実施区分
男女共同参画センターの整備・充実	男女共同参画に関する情報の収集・提供や講座・研修会等の開催、市民・市民団体・事業所の男女共同参画推進活動に対する支援、相談など、男女共同参画推進活動の拠点として、センターを設置します。また、センターの運営や事業に対する市民の主体的参画を促進します。	人権推進課	A 新規

《 指 標 》

項 目	現状(値)	目標(値)	指標の出典
職員における「男女共同参画社会」という言葉の認知度	95.3% (平成19年度)	100% (平成24年度)	山口市男女共同参画に関する職員意識(実態)調査
山口市男女共同参画センターの認知度	—	50% (平成24年度)	市民意識調査